

岩倉市総務部秘書人事課 Instagram 運用方針

岩倉市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、岩倉市総務部秘書人事課 Instagram の運用方針を次のとおり定める。

1. 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

2. アカウント名、アカウント管理責任者、投稿者

- (1) アカウント名 いわくら日和【岩倉市公式】
- (2) アカウント管理責任者 岩倉市総務部秘書人事課長
- (3) 投稿者 アカウント管理責任者の責任の下に担当者が行う。

3. 運用目的

市の魅力を発信することを通して、市民に市への愛着を深めていただくとともに、市内外へのPRを図ることを目的として運用するものとする。

4. 発信する情報の内容

- (1) 市民が投稿した市の魅力についてのリポスト等による発信
- (2) 市民から提供された写真や画像データの発信
- (3) 市が募集するコンテスト等についての発信
- (4) その他シティプロモーションに資する内容についての発信

5. 運用方法

- (1) 原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間において不定期に更新する。ただし、アカウント管理責任者が必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 原則として、本アカウントに対するコメント等への返信は行わない。
- (3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行う。
- (4) 本アカウントは、他のアカウントで市及び市周辺の魅力発信に資する投稿があった場合、必要に応じてリポスト等を行う。

6. 個人情報に関する取り扱い

Instagramを通じて本市が提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱う。

7. 運用方針の変更

この運用方針は、予告なく変更する場合がある。

附 則

この運用方針は令和8年6月1日から施行する。